

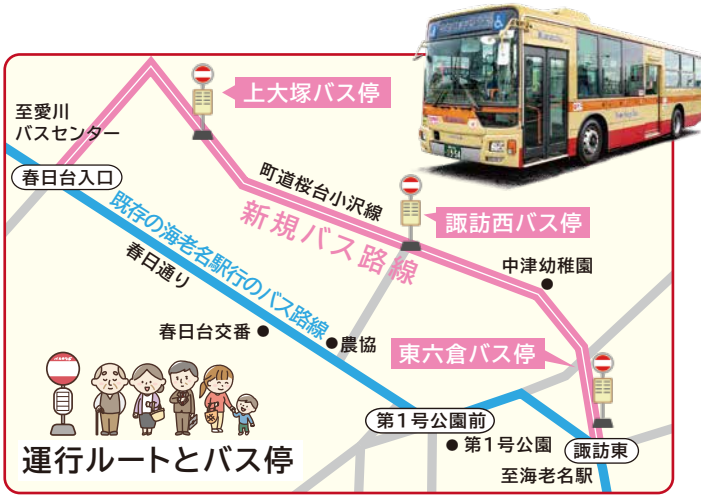
## 交通

### 町道桜台小沢線を経由する 新規バス路線の実証運行が始まります

問 企画政策課 企画政策班 ☎(内線)32333

1月4日(火)から、愛川バスセンター発、町道桜台小沢線経由、海老名駅の新規バス路線の実証運行が始まります。

実証運行期間中の利用状況により、その後の運行継続を判断しますので、皆さまの積極的なご利用をお願いします。



### ●運行予定時刻(平日のみ運行)

		愛川バスセンター	⇒	上大塚	諏訪西	東六倉	⇒	海老名駅西口
海老名駅西口行	第1便	6:47	(省略)	6:51	6:52	6:55	(省略)	7:38
	第2便	7:45		7:49	7:50	7:53		8:34
		海老名駅西口	⇒	東六倉	諏訪西	上大塚	⇒	愛川バスセンター
愛川バスセンター行	第1便	19:55	(省略)	20:22	20:24	20:26	(省略)	20:34
	第2便	20:55		21:22	21:24	21:26		21:34

※ 実証運行期間中は、海01系統の上記時刻を実証運行系統へ振り替えますので、ご利用の際はお間違えのないようご注意ください。

### 金額式IC定期券でお得にバスに乗ろう!

路線バスを運行している神奈川中央交通㈱では、9月から金額式定期券を導入しています。

これまでの定期券は区間指定(Aバス停~Bバス停間のみ利用可)でしたが、金額式定期券は設定した運賃以内ならどの区間でも利用できます。詳しくは、神奈川中央交通㈱のホームページをご覧ください。

### ●補助制度の詳細

種類 項目	商工振興資金利子補給補助金	信用保証料補助金
補助対象資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>町中小企業事業資金</li> <li>県小規模事業資金</li> <li>県小口零細企業保証資金</li> <li>県経営安定資金(神奈川県中小企業制度融資実施要領第3項第3号に限る)</li> <li>県創業支援融資</li> <li>日本政策金融公庫国民生活事業資金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町中小企業事業資金</li> <li>県小規模事業資金</li> <li>県小口零細企業保証資金</li> <li>県経営安定資金(神奈川県中小企業制度融資実施要領第3項第3号に限る)</li> <li>県創業支援融資</li> </ul>
補助期間	借り入れの月から3年間	
補助率・補助金	1年間に支払った利子の2分の1(上限10万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町中小企業事業資金を借りた場合は上限3万円</li> <li>県小規模事業資金などを借りた場合は上限1万5千円</li> <li>県の創業支援融資は上限3万円</li> </ul>

町では、町内の中小企業者が左表にある融資を受けた場合に、償還利子の一部を補助する「商工振興資金利子補給補助金」と、融資を受ける際に支払った信用保証料の一部を補助する「信用保証料補助金」の制度を設けています。

#### ●補助要件

納期の経過した町税を完納していること

#### ●申請方法

申請書に必要事項を記入し、金融機関で融資確認をした上で、商工観光課へ提出してください。

#### ●申請期限

1月31日(月)

## 助成

### 商工振興資金利子補給補助制度・ 信用保証料補助制度のお知らせ

問 商工観光課 商工労政班 ☎(内線)3524

## 委員を募集する審議会など

FAX=ファクス ☒=電子メール

公共交通検討委員会			
主な設置目的	町の公共交通のあり方や交通諸問題について、調査・審議します。		
募集人数	2人	年間開催予定回数	2回程度
任期	令和4年4月1日～令和6年3月31日		
応募申込書の提出とお問い合わせ	企画政策課 企画政策班 ☎(内線)3233 FAX)046(286)5021 ☒ kikaku@town.aikawa.kanagawa.jp		

町民参加推進会議協働事業審査部会			
主な設置目的	各団体から応募のあった公益的な事業の提案内容を審査し、事業の採否を判断します。		
募集人数	1人	年間開催予定回数	2回程度
任期	令和4年4月1日～令和6年3月31日		
応募申込書の提出とお問い合わせ	行政推進課 協働・行政管理班 ☎(内線)3245 FAX)046(286)5021 ☒ gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp		

国民健康保険運営協議会			
主な設置目的	国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険事業の運営についての重要事項を審議します。		
募集人数	1人	年間開催予定回数	2回程度
任期	令和4年4月1日～令和7年3月31日		
応募申込書の提出とお問い合わせ	国保年金課 国保年金班 ☎(内線)3378 FAX)046(285)6010 ☒ kokuho@town.aikawa.kanagawa.jp		

教育委員会点検・評価委員会			
主な設置目的	教育委員会が実施している事業について、適正な執行が図られているか、点検・評価を行います。		
募集人数	1人	年間開催予定回数	2回程度
任期	令和4年4月1日～令和6年3月31日		
応募申込書の提出とお問い合わせ	教育総務課 庶務施設班 ☎(内線)3613 FAX)046(286)4588 ☒ kyouiku@town.aikawa.kanagawa.jp		

生涯学習推進プラン推進委員会			
主な設置目的	生涯学習推進プランの策定および総合的な推進に関する事項について協議します。		
募集人数	1人	年間開催予定回数	2回程度
任期	令和4年4月1日～令和6年3月31日		
応募申込書の提出とお問い合わせ	生涯学習課 生涯学習班 ☎(内線)3642 FAX)046(286)4588 ☒ shogaigakusyu@town.aikawa.kanagawa.jp		

男女共同参画推進委員会			
主な設置目的	男女共同参画基本計画の策定および総合的な推進に関する事項について協議します。		
募集人数	1人	年間開催予定回数	2回程度
任期	令和4年4月1日～令和6年3月31日		
応募申込書の提出とお問い合わせ	生涯学習課 生涯学習班 ☎(内線)3642 FAX)046(286)4588 ☒ shogaigakusyu@town.aikawa.kanagawa.jp		

## 協働

### 審議会などの委員を募集します

問

表内のお問い合わせ欄をご覧ください

町民皆さんの声をまちづくり  
に生かすため、各種の審議会な  
どの委員を次のとおり募集しま  
す。皆さんの積極的なご応募を  
お待ちしております。

#### ● 応募資格

次の要件を全て満たす方

● 町内在住または在勤・在学の方や、  
町内に事務所・事業所をお持ちの  
方などで、原則として平日の日中の  
会議に出席できる方

#### ● 応募方法

- 他の審議会などの公募委員でない方
- 町職員および町議会議員でない方
- 国民健康保険運営協議会は、愛川町国民健康保険被保険者の方

「審議会等委員応募申込書」に必  
要事項を記入し、各担当課へ提出  
してください。郵便・ファクス・電子  
メールでも受け付けます。申込書  
は、役場1階町政情報コーナー、

#### ● 報酬

教育委員会点検・評価委員会は、  
会議1回につき6千円、それ以外の  
審議会は、会議1回につき8千円を  
お支払いします。

#### ● 応募期限

2月1日(火)

各担当課、文化会館、ラビンプラザ、  
レディースプラザ、町ホームページで  
配布しています。

意見の募集期間(閲覧期間) 1月6日(木)~31日(月)

地域福祉の推進に関する計画

「第4次愛川町地域福祉計画・地域福祉活動計画」(案)

誰もが住み慣れた地域で共に支え合いながら、安心して暮らせる地域づくりを目指すための計画です。

問 福祉支援課 地域福祉班 ☎(内線)3352  
 ✉ fukushi-shien@town.aikawa.kanagawa.jp

防災・減災施策のさらなる充実を図ることを目的とした計画

「愛川町国土強靱化地域計画」(案)

防災・減災と迅速な復旧復興に対応できる「強靱な地域」をつくるための方針となる計画です。

問 危機管理室 危機管理班 ☎(内線)3783  
 ✉ kikikanri@town.aikawa.kanagawa.jp

空き家などに関する対策を推進するための計画

「愛川町空家等対策計画」(案)

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、本町の実情に合わせた空き家などへの対策を効果的かつ効率的に推進するための計画です。

問 環境課 環境対策班 ☎(内線)3512  
 ✉ kankyo@town.aikawa.kanagawa.jp

町で策定を進めている計画の案について、町民皆さんからのご意見を募集します。

●案の閲覧場所 役場1階町政情報コーナー、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、町ホームページ

●意見の提出方法 閲覧場所に備え付けてある所定の用紙に必要事項を記入し、担当課へ提出してください(郵送・ファクス・電子メールも可)。

意見

パブリック・コメント募集  
 各種計画案へご意見をお寄せください

問 行政推進課 協働・行政管理班 ☎(内線)3244

人権擁護委員は町内で5人に委嘱され、人権相談に応じるほか、さまざまな啓発活動を行っています。

■ 小島典子さん(三増)  
 ■ 大貫昭子さん(半原)  
 ■ 引木和子さん(中津)  
 ■ 中村 功さん(中津)  
 ■ 野口博史さん(田代)

人間関係をめぐるトラブルや家庭内の問題など、さまざまな人権相談に応じる人権擁護委員に、引木和子さん(中津・再任)、中村 功さん(中津・再任)、野口博史さん(田代・新任)、が1月1日付で法務大臣から委嘱されました。

人事

人権擁護委員に  
 3人の方が法務大臣から委嘱されました

問 住民課 住民相談班 ☎(内線)3319



野口委員



中村委員



引木委員

意見の募集期間(閲覧期間)

1月14日(金)~2月2日(水)

土砂などの埋め立てなどの適正化を図るための条例

「愛川町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の一部改正(案)

土砂などによる土地の埋め立て、盛土および切土行為に対し適切な規制を行うことで災害の防止および生活環境の保全を図るための条例です。

このたび、土砂などの埋め立てなどの行為の規制範囲を拡大するため、条例の一部改正を行うものです。

問 都市施設課 都市計画班  
 ☎(内線)3443  
 ✉ toshi@town.aikawa.kanagawa.jp

# 新成人の皆さん! 20歳になったら国民年金が始まります

祝  
ご成人

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、誰もが国民年金に加入することになっており、20歳になると保険料の納付が始まります。新成人の皆さんに年金制度を正しく理解していただくため、国民年金への疑問にお答えします。

問 国保年金課 国保年金班 ☎(内線)3379  
厚木年金事務所 ☎046(223)7171

Q. 20歳になった時の手続きは?

A. 加入手続きは不要です

20歳になってからおおむね2週間以内に、「国民年金加入のお知らせ」「国民年金保険料納付書」「国民年金の加入と保険料のご案内」「保険料の納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒」が郵送されます。また「年金手帳」はこれとは別に郵送されます。

届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要ですので、町役場の国保年金課か厚木年金事務所で行ってください。

Q. 保険料が納められません。どうすればいい?

A. 保険料の免除・猶予の制度があります

経済的な理由により保険料が納められないときのために、「保険料免除制度」があります。また、学生には「学生納付特例制度」、50歳未満の方(平成28年6月以前の申請については30歳未満の方)には「納付猶予制度」があり、一定の基準を満たしていれば保険料が免除・猶予されます。

免除・猶予を受けずにそのままにしておくと、将来、年金を受けられなくなる可能性もありますので、ご注意ください。

Q. 保険料を納めるのは何年間?

A. 60歳までの40年間です

国民年金の保険料は、20歳になってから60歳になるまでの40年間かかります。全ての保険料を納付すると、65歳から満額の老齢基礎年金(令和3年度は年額78万900円)を受けられます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには、保険料を納めた期間、免除・猶予期間、合算対象期間の合計が10年以上であることが必要です。

Q. 年金は老後のためだけのもの?

A. 老後のため「だけ」ではありません

病気やけがで障がいが残ったときに障害基礎年金、一家の生計を支えてきた加入者が亡くなったときに遺族基礎年金を受けられる場合があります。

国民年金は、生涯のリスクへの備えです

障害基礎年金

遺族基礎年金

老齢基礎年金

令和3年度の年金額

● 障害基礎年金(年額) 1級 97万6,125円  
※ 障害基礎年金の等級は、障害者手帳の等級とは異なります。 2級 78万900円

● 遺族基礎年金(年額) 78万900円

Q. 厚生年金の保険料を納めています。国民年金の保険料も納めるの?

A. 別途納める必要はありません

厚生年金の加入者(第2号被保険者)の場合、20歳になってから60歳になるまでの加入期間は、国民年金の保険料も合わせて納めていることになるので、別途納める必要はありません。

また、原則として65歳未満の厚生年金・共済組合加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(第3号被保険者)は、その被扶養期間が国民年金保険料を納めた期間に入りますので、個人で納める必要はありません。

Q. 将来、年金は本当にもらえる?

A. 要件を満たせば必ず受け取れます

国民年金は国が責任を持つ制度で、適切な見直しが行われています。要件を満たせば年金は必ず受け取れますので、ご安心ください。